

## 資料2

## 条例の見直し規定（全45市・区の自治基本条例等）

## 見直し期間の設定

区分	件数	市・区名
期間の設定なし（遅滞なく）	12市	柏崎市，清瀬市，久喜市，中野区，八戸市，加賀市， <b>静岡市</b> ， <b>三鷹市</b> ， <b>豊島区</b> ，大東市，米原市，飯田市，
4年以内	8市	羽咋市，伊丹市，さぬき市，四日市市，善通寺市，太田市，三次市，篠山市
5年以内	10市・区	富士見市，足立区，草加市，伊賀市，知立市，秩父市，岸和田市，丸亀市，吹田市， <b>札幌市</b>

## 見直し等を行う具体的な組織等の規定

静岡市	市民自治推進審議会	
豊島区	自治推進委員会	
登別市	市民自治推進委員会	
米原市	自治基本条例推進委員会	更に，市民投票で過半数の賛成が必要

見直しまで含むかどうか不明であるが推進組織が規定されている市

自治推進委員会，まちづくり委員会など 7市（清瀬市，多摩市，草加市，久喜市，越前市，知立市，善通寺市）

## 【検討課題】

## 1 見直し期間を設定すべきかどうか。

軟性条例ということであれば，必要に応じていつでも改正できるものとすべきで，期間を設定すること自体おかしいのではないか。

期間を設定しないのであれば，規定する必要はないのではないか。（改正の必要が生じれば，当然，改正を検討すべきであり，わざわざ「遅滞なく」などと規定する意味はない。）

## 2 検討組織を規定すべきかどうか。

検討組織を規定するということは，基本的にその組織で検討することを意味する。

この検討組織の役割をどう考えるか。（見直しのみに限定するか，市民自治全体の審議機関とするか。また，個別分野の審議会との関係をどう整理するか。）

(参考例)

### 静岡市自治基本条例

#### 第8章 静岡市市民自治推進審議会

(静岡市市民自治推進審議会の設置)

第27条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、静岡市市民自治推進審議会(以下「推進審議会」という。)を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。

(1) まちづくりの推進に関する重要事項に関すること。

(2) この条例の適切な運用に関すること。

(3) この条例の見直しに関すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長が必要があると認める事項に関すること。

#### 第9章 雑則

(この条例の見直し)

第28条 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進審議会に諮問しなければならない。

### 三鷹市自治基本条例

(条例の最高規範性等)

第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

### 豊島区自治の推進に関する基本条例

(最高規範性)

第5条 この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、区民及び区は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

2 区は、この条例の理念に照らして、法令等を解釈又は運用し、他の条例等を制定又は改廃するとともに、この条例の理念を具体化するための条例等の体系化に積極的に取り組まなければならない。

3 区は、社会、経済等の環境の変化並びに区民及び区による自治実現の取組状況等に照らして、この条例の内容を検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。

(自治推進委員会の設置)

第6条 自治の円滑な推進を図るために、区長の附属機関として自治推進委員会を設置する。

2 自治推進委員会は、この条例の運用及び見直し、この条例の理念を発展させるための諸制度及び組織機構のあり方その他の自治の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議を行い答申するとともに、自ら区長に対して提言することができる。

3 区長は、前項の答申及び提言を尊重し、豊島区の自治を推進する施策に反映させなければならない。

4 前3項に定めるほか、自治推進委員会に関する必要な事項は、別に条例で定める。

## 米原市自治基本条例

### 第9章 米原市自治基本条例推進委員会

(米原市自治基本条例推進委員会の設置等)

- 第28条 市長は、この条例の実効性を高め、市民、事業者等および市による推進体制を確保するため、米原市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
- 2 推進委員会は、この条例に基づく政策の制度化、事業の改善およびまちづくり体制の整備等の運営状況を定期的に検証評価し、改善点を指摘し、社会情勢に適合した運営となるよう是正等を求めることができる。
- 3 推進委員会は、この条例の運用に係る市民、事業者等および関係者の意見聴取等の調査を実施し、市長に意見書を提出することができる。
- 4 推進委員会は、この条例の改正または廃止に関する諮問に対して審議を行い、市長に答申を提出するほか、軽微な変更について意見書を提出するものとする。
- 5 前4項に規定するもののほか、推進委員会の組織および運営に関し、必要な事項は、別に規則で定める。

### 第10章 最高規範

(最高規範)

- 第29条 この条例は、米原市における最高規範であり、市民、事業者等および市は、この条例を遵守し、この条例を守り育て、次代に引き継ぐ責務を負う。

### 第11章 条例の改廃

(条例の改廃)

- 第30条 市長は、この条例を改正または廃止する場合には、推進委員会に意見を求め、市民投票において、その過半数の賛成を得なければならない。ただし、推進委員会が市民投票を不要と判断したとき、または軽微な変更についてはこの限りでない。

## 札幌市自治基本条例

(この条例の見直し)

- 第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。